**濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間短縮に関するよくある質問**

別添３

Ｑ１　**社会機能維持者は、待機期間を短縮しなければいけないのでしょうか？**

Ａ１　濃厚接触者の待機期間は、現在は原則７日間で、地域の社会機能の維持に必要なやむを得ない場合に、各事業者が必要な検査を行った場合に、待機期間の短縮**が可能**です。

　　　感染者との最終接触日から５日目以降に発症する人は約17％いると言われておりますので、地域の社会機能の維持に必要がない場合や濃厚接触者が７日間待機しても事業継続が可能な場合は、原則どおり７日間の自宅待機をお願いします。

　　　また、10日間経過までは検温などの本人による健康状態の確認をお願いします。

Ｑ２　**社会機能の維持に必要がある事業に該当しているかなどは、誰が判断するのですか？**

Ａ２　社会機能の維持に必要な事業に該当しているか、実際に待期期間を短縮するかは、「社会機能を維持するために必要な事業（政府の基本的対処方針から抜粋）」を参考に各事業者において判断してください。（保健所への確認・連絡は不要です。）

Ｑ３　**待期期間短縮のための検査の費用の補助はあるのですか？**

Ａ３　検査費用は事業者自身が負担してください。今回の検査は、現在薬局などで実施している、感染に不安のある人に対する無料検査の対象外です。

Ｑ４　**検査はどのように受けたらいいのですか？**

Ａ４　市販されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使って、事業者自身が検査を行うか、自費検査を実施している機関で検査を受けてください。

　　　抗原定性検査キットは医薬品卸売販売業者や薬局から購入可能です。

　　　https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/noukousesshokusha.html

　　　なお、PCR検査は結果までに日数がかかる場合がありますので注意してください。

　　　また、医療機関以外の検査で陽性が確認された場合は、速やかに医療機関を受診させてください。

Ｑ５　**待期期間を短縮して、業務に復帰させる場合にどういった点に注意したらいいですか？**

Ａ５　以下のような感染防止対策を徹底するほか、復帰する濃厚接触者には、通勤時の公共交通機関や業務従事以外の不要不急の外出はできる限り避けさせてください。

　　　　①不織布マスクを正しく着用する。（顔に隙間なく密着させ、鼻・口を覆う）

　　　　②飲食以外ではマスクを外さない。また外している間はしゃべらない。

　　　　③復帰した濃厚接触者は飲食する場合、他の職員と同じ時間・場所を避ける。

　　　　④手洗いの徹底（石けんで２度洗い）や手指の消毒、共用部分（ドアノブ、事務機器等）の消毒、勤務場所の定期的な換気等を実施

　　　　⑤職場全員の体調管理を徹底し、体調不良者は出勤せず速やかに医療機関受診